

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 新・日蘭租税条約

新・日蘭租税条約は、平成 21 年 12 月 18 日に日本国政府とオランダ政府との間で合意され、平成 22 年 8 月 25 日に署名されました。現行条約の内容を全面的に改正するもので、租税回避防止のための規定を設けながら、投資先の国における投資所得（配当、利子、使用料）に対する課税を軽減、または免除することで、両国間の投資・経済交流を一層促進することが期待されています。

新・日蘭租税条約のポイント

(1) 投資所得に対する課税の軽減又は免除（新条約 10 条、11 条及び 12 条）

条約締結国の居住者へ支払われる配当、利子、使用料の源泉税につき、以下の表のとおり、源泉地国（投資先国）における課税が軽減されました。

所得区分		新条約
配当	特定親子会社間（持株割合 50%以上）	免税（6ヶ月間の保有要件あり）
	一般親子間配当（持株割合 10%以上）	5%（6ヶ月間の保有要件あり）
	その他の場合	10%
利子	特定の政府機関または金融機関等	免税
	その他の場合	10%
使用料		免税

(2) 匿名組合契約に係る規定（新条約議定書 9 項）

匿名組合契約から生じる所得及び収益に対する日本での源泉課税を容認しました。

(3) 租税回避行為の防止のための規定の導入

投資所得について源泉地国での課税が軽減されたことに伴い、条約の特典乱用による租税回避行為を防止するため、以下の規定が設けられました。

① 特典制限条項(Limitation on Benefits)（新条約 21 条）

(1)に掲げる免税特典を受けようとする場合には、個人、上場企業等の一定の公開会社であること等の適格者基準、営業、事業等に能動的に従事し、(1)に掲げる所得が事業と関連性がある能動的事業活動基準、派生的受益基準、多国籍企業本社基準等のいずれかの基準を満たす必要があります。いずれも満たさない場合でも、税務当局から条約適用の認定があれば特典を受けることができます。

② 導管取引防止条項（新条約 10 条、11 条、12 条、20 条）

日本とオランダ以外の第三国の投資家等が、その投資所得につき、日本又はオランダ法人を導管として利用した場合、又は取引の形態に照らしてその取引が条約の特典の濫用と認められる場合には、条約の特典の恩恵を受けることができません。

(4) 税務当局間の相互協議手続における仲裁規定の導入（新条約 24 条、議定書 12 項）

納税者が相互協議の申立てを行った場合において、申立ての日から 2 年以内に両締結国の税務当局間で協議が解決できなかった場合には、2 年間という期間制限を設けた上で独立第三者たる仲裁人への付託を要請することができます。納税者が仲裁人決定を受容しない場合を除き、当該決定により合意が行われることとなります。

お見逃しなく！

オランダ国内の承認手続きが 2011 年に完了する予定であり、新・日蘭租税条約は 2012 年 1 月 1 日から適用されることが見込まれております。